

令和5年度

第24回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和6年3月5日 (火)
開会15時5分 閉会15時15分

場 所 教育委員室

令和5年度
第24回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 協 議

- ① 損害賠償請求訴訟に係る判決への対応について

【内 容】

1 出席者

| | | |
|------------|---------------|-----------|
| 委 員 | 委 員（教育長職務代理者） | 岩 崎 哲 朗 |
| | 委 員 | 高 橋 幹 雄 |
| | 委 員 | 鈴 木 恵 代 |
| | 委 員 | 岩 武 茂 代 |
| 事務局 | 理事兼教育次長 | 渡 辺 登 |
| | 教育次長 | 三 浦 一 雄 |
| | 教育次長 | 武 野 太 |
| | 参事監兼特別支援教育課長 | 升 井 淳 二 |
| | 教育改革・企画課長 | 鈴 木 耕 平 |
| | 教育改革・企画課 主査 | 長 山 佳 史 |
| | 教育改革・企画課 主任 | 久 知 良 周 平 |

2 傍聴人

9 名

開会・点呼

(岩崎委員)

本日は岡本教育長が欠席のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、職務代理として予め指名を受けている私が教育長の代理として職務を行います。

(岩崎委員)

まず、委員の出席確認をいたします。

本日付で教育委員に就任された岡田 豊弘（おかだ とよひろ）委員は、欠席です。

それでは、ただ今から、令和5年度第24回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(岩崎委員)

本日の議事録の署名については、高橋委員にお願いします。

会期の決定

(岩崎委員)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は15時20分を予定していますので、よろしくお願いします。

【協 議】

① 損害賠償請求訴訟に係る判決への対応について

(2課〔教育改革・企画課、特別支援教育課〕入室)

(岩崎委員)

それでは、協議第1号「損害賠償請求訴訟に係る判決への対応について」特別支援教育課長から説明をしてください。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

<説明概要>

- ・本事件は、平成28年9月に南石垣支援学校で、重度の障がいをもつ生徒が、給食時間中に喉に食物を詰まらせ倒れ、その後死亡したことについて、県らに対し約3700万円の損害賠償を求めたもの。
- ・令和6年3月1日に、原告らの請求を一部認め、県に660万円の損害賠償金の支払を命じる第一審判決が下された。
- ・給食中の事故で生徒が亡くなったことや、事故から7年以上が経過していることなどを考慮し、教育委員会として「控訴しない」方向性を協議。

(岩崎委員)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(岩崎委員)

今回の判決では、個々の教員について、事案に応じた注意義務を裁判所が認定しており、注意義務違反の判断についてもやむを得ないものであると思います。

一点質問ですが、この事故の担当教員については、過去に教育委員会で懲戒処分を行ったと記憶していますが、どのような内容でしたか。

(渡辺理事兼教育次長)

教員の懲戒処分については、令和2年4月に行っています。担任と養護教諭については、減給10分の1を1月の処分、当時の校長については、文書訓告処分を行っています。

刑事裁判手続で不起訴処分になったことを踏まえ、生徒が給食事故で亡くなったという事案の重大性を考慮し、懲戒処分を行いました。

(岩崎委員)

刑事事件としては不起訴処分になりましたが、今回の判決では注意義務違反について指摘を受けました。この点については、今後教育委員会として、二度と同じような事故が起こることのないよう、特別支援学校の教員に対して研修を行っていくと思いますので、この方向性を再確認し、控訴しないということによいかと思います。

(岩崎委員)

他にありませんか。

(岩崎委員)

では、協議ではありますが、「控訴しない」という方向性についてお諮りしたいと思います。

賛成される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

教育委員会として、控訴を見送る方針を確認しましたので、今後はその方向で必要な手続を進めていきたいと思えます。

(岩崎委員)

最後にその他、何かありますか。

それではこれで、令和5年度第24回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。